

移動等円滑化取組計画書

2019年12月12日

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町
事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 敬章



高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社は沿線の溪谷美を求めて国内外から多数の観光客が訪れられるという、通勤通学輸送を担わない観光に特化した鉄道会社であり、高齢者、障がい者のみならずインバウンドのお客様も意識した対策が必要である。

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

今後、機関車、客車、駅設備の老衰等の取替えが必要になってくるが、それに合わせて、計画的に点字ブロックをバリアフリー法に基づいた規格に変更していくなど、当法律の趣旨に則り中長期計画に施策を織り込みながら実施していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

お客様に安全迅速正確な情報を伝えるための設備強化が急務であり、翻訳機の購入、多言語型案内板等の設置、ホームページの改良等、情報の提供に努める。

また当法律の趣旨を理解しかつ指導のできる人物を選任し積極的に部外研修等に参加させ、社内で水平展開を図る仕組みを作る。

さらに全社員に高齢者、障がい者、インバウンドのお客様への旅客支援方法、情報提供、語学等の教育訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・点字ブロックの整備 ・サインージ型案内板の設置	・無人駅のトロッコ保津峡駅に、ホームの点状ブロックを内方線の付いたものへ取替えることにより、内方線付き点状ブロックの整備を促進する。(2019年度) ・すべてのお客様への案内手段として、トロッコ嵯峨駅にサインージ型の案内板を設置し、特に聴力障がいのお客様やインバウンドのお客様への案内の充実を図る。(2019年度～2020年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	・会社負担でユニバーサルマナー研修を複数名受講させ、総務部及び鉄道部運輸課に配置する。(2019年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
無人駅における情報提供	・トロッコ保津峡駅は溪谷にある無人駅で、ホーム到着までに階段、吊り橋、階段など複数の障害があり、またトイレも跨線橋を渡り水洗ではないトイレである旨をホームページ上に告知を行う。(2019年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客に関する社員を対象とした研修	・部外講師をお招きし、体の不自由なお客様のサポートを含めた接客ロールプレイングを行う研修の実施(2019年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・会社内に「移動等円滑化取組プロジェクトチーム」を設置し、会社として推進体制を構築する。(2019年度)
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

・次期中長期経営計画と連動させ毎年ブラッシュアップを行う。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。